

令和 7 年度

第 7 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 7 年 10 月 6 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 40 分
場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 議席の決定について

議案第 2 号 庄原市農地利用最適化推進委員の委嘱の同意について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 6 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆	○	
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則		○	16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之	○		17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行	○		18	道下 和子	○	
7	須應 敏明	○		19	井上 伸啓	○	
8	寺西 玉実	○		20	小次 啓二		○
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江		○
11	宮崎 讓	○		23	小田 徳生	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	中村 雅文		○
係長	中村 征巳	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	木村 泰三	○		出張所長	糸原 秀晴		○
(西城出張所)				主任	島田 竜矢		○
出張所長	日野原 祥二		○	(比和出張所)			
主任	沖田 晋耶	○		出張所長	掛札 靖彦		○
				主任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	六原 善博	○		出張所長	今西 隆行	○	
主事	村木 莉加	○		主任主事	福田 哲彦		○

事務局長	<p>ただ今より、令和7年度第7回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)</p> <p>本日、4番増谷委員、20番小次委員、22番青才委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、開会に先立ちまして、先般、9月29日の議会同意を得て、令和7年10月1日付けで、庄原市長から口和町の井上伸啓氏と比和町の小田徳生氏が任命を受け、本総会から出席いただいております。</p> <p>お二方に、自己紹介いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
19番井上委員	(挨拶)
23番小田委員	(挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。お二方、今後ともよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは引き続きまして、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。</p>
議長	(挨拶)
議長	<p>それでは、会議を開会させていただきます。</p> <p>ただ今の出席委員は21名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。</p> <p>17番渡邊委員さん、21番天根委員さん、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは議案に移ります。</p> <p>議案第1号「議席の決定について」を上程します。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>農業委員の補職の件で、先般、令和7年9月29日の議会同意を得て、令和7年10月1日付けで、口和町の井上伸啓氏と比和町の小田徳生氏が庄原市長から任命をされました。これに伴い、議席を決める必要があります。</p> <p>庄原市農業委員会議規則第5条第1項「委員の議席は、会長が定める。」とされており、また、同上第2項で「会長は、必要があると認めたときは、議席を変更することができる。」とされております。</p>

事務局員 (本庁)	議席の変更は、現在、議席番号 19 の道下和子委員の議席番号を 18 にし、井上伸啓委員の議席番号を 19 とし、小田徳生委員の議席番号を 23 番とするものです。 そのほかの議席についての変更はありません。 以上説明を終わります。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。 (なしとの声)
議長	無いようですので、説明のとおり決定することといたします。
議長	続きまして、議案第 2 号「庄原市農地利用最適化推進委員の委嘱の同意について」を上程します。事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	失礼いたします。 議案第 2 号「庄原市農地利用最適化推進委員の委嘱の同意について」説明させていただきます。 口和 2 地区に欠員が生じたことに伴い、公募を令和 7 年 8 月 13 日から 9 月 12 日まで実施しました。結果、推薦が 1 件、応募が 0 件でした。 公募後、9 月 26 日、候補者選考委員会を開催し、推薦者 1 名を候補者として決定しました。 (候補者の詳細について説明資料で説明) 説明は以上でございます。委嘱について同意をいただきますようお願いいたします。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第 2 号「庄原市農地利用最適化推進委員の委嘱の同意について」同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長	挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号33から38の6件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	資料にて、権利を設定または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。 受付番号35の譲受人の住所が庄原市外となっていますが、現在もそこに住んでいるのでしょうか。
事務局員 (本庁)	はい。譲受人は庄原市外に住んでいますが、実家が庄原市内にあり、毎週もしくは必要な時に帰省し耕作をしているということで継続的な耕作は可能であると聞いております。
議長	ありがとうございます。 皆様よりご質疑・ご意見はございますか。
	(なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号33から38の6件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なしとの声)
議長	それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号33から38の6件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可することと決定されました。
議長	続きまして、議案第4号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

事務局員 (本庁)	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第4号 「農用地利用集積等促進計画原案への意見聴取について」、説明させていただきます。</p> <p>原案の内容は中間管理機構を通じて農地の利用権を設定するものです。</p> <p>内訳としましては、4年契約が1件 5,521 m²、5年契約が1件 783 m²、9年契約が1件 3,030 m²、10年契約が2件 3,367 m²、19年契約が1件 8,506 m²で合計6件 21,207 m²となっております。</p> <p>詳細は、議案資料1ページから12ページのとおりです。</p> <p>なお、権利の設定を受ける者については、地域計画公告時に農業を担う者として既に位置づけられている者であることを本市農業振興課から確認しております。</p> <p>以上の農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の承認後、広島県知事が認可・公告されます。</p> <p>説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様から何かご質疑等はございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
議長	<p>それでは採決に移ります。議案第4号 「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」 提案の原案について異議なしの旨で回答することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 を上程します。</p> <p>受付番号 17 について事務局からの説明を求めます。</p> <p>(説明 以下 概要)</p>
事務局員 (本庁)	<p>受付番号 17</p> <p>位置 等：説明資料4, 5ページに記載</p> <p>転用事由： 墓地</p>

	<p>資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済み その他：事後申請のため追認許可であり顛末書の提出も確認済み</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
議長	それでは採決に移ります。議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 17 を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手多数、許可することと決定されました。
議長	続きまして、議案第 6 号「非農地証明申請について」を上程します。受付番号 23 から 28 の 6 件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	<p>受付番号 23 位置等：説明資料 4, 6 ページに記載 潰廃事由：昭和 60 年頃、亡くなった父が申請地に農業用倉庫建設した。現在、建物は解体されコンクリート基礎が残っており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は、コンクリートの基礎が残っており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p> <p>受付番号 24 位置等：説明資料 4, 7 ページに記載 潰廃事由：昭和 63 年頃に住居を増築して現在に至り、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は、住居が建設されており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>

事務局員 (西城出張所)	<p>受付番号 25</p> <p>位置等：説明資料 8, 9 ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和 48 年頃に父が住宅を建設し、平成 9 年に申請者が相続し管理していたが、不動産整理のために住宅を解体して現在に至っており、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：申請地は、住宅の解体跡地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>受付番号 26</p> <p>位置等：説明資料 10, 11 ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和 57 年頃に住居を建設して宅地としていたが、地積調査の際に誤って畠として登記されて現在に至っており、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：申請地は、宅地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
	<p>受付番号 27</p> <p>位置等：説明資料 10, 12 ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和 50 年頃、亡くなった母が植林をして現在に至り、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：申請地は山林となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
事務局員 (口和出張所)	<p>受付番号 28</p> <p>位置等：説明資料 13, 14 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成 19 年頃、亡くなった父が農地として管理できずに原野化し、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：申請地は、原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。</p>

3番木村委員	受付番号 27 の図面で、山林化した申請地の間に別の農地が挟まれていますが、この別の農地の現状はどうなっているのでしょうか。
事務局員 (東城出張所)	ご質問の農地は、現地確認をした際、申請地と同様に過去に植林をして山林化していたことを確認しました。申請者とは別の所有者であるため、後日、非農地証明申請を提出いただくよう本人へ連絡いたしました。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
議長	それでは採決に移ります。議議案第 6 号「非農地証明申請について」受付番号 23 から 28 の 6 件を一括で採決したいと思いますが、これにご異議はございませんか。
議長	(なしとの声)
議長	それでは、議議案第 6 号「非農地証明申請について」受付番号 23 から 28 の 6 件を申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、証明することと決定されました。
議長	以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。 続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。
事務局員 (本庁)	<p>(その他事項について資料にて説明)</p> <p>○会長報告</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡大役員会 ・「農地と登記の無料相談会」について

事務局員 (本庁)	<p>○協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庄原市農業施策に対する意見書（案）について <p>○今後の主な日程 の報告を行った。</p>
議長	<p>以上事務局からの報告・協議でした。 みなさんから全体を通してご質疑、意見等はございますか。</p> <p>(なしとの声)</p>
議長	<p>以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第7回農業委員会総会を閉会といたします。（午後2時40分）</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和7年10月6日

議長

(道下 和子) _____

17番委員

(渡邊 敬子) _____

21番委員

(天根 公昭) _____